

事 務 連 絡
令和5年8月25日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指 雅啓

一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の
変更届出に関する取扱いについて

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の変更届出に関する取扱い
について、令和5年8月25日に国土交通省自動車局旅客課貸切バス班長より
別紙のとおり事務連絡がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会
員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016